

兵庫県公報

令和元年11月26日 火曜日 第 61 号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	2
○ 都市計画法及び都市計画に関する公聴会開催規則に基づく公聴会の開催（都市計画課）	6
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（同）	6
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	7
公 告	
○ 令和元年度兵庫県スポーツ賞表彰（芸術文化課）	7
○ 令和元年度兵庫県文化賞表彰（同）	7
○ 令和元年度兵庫県科学賞表彰（同）	8
○ 令和元年度兵庫県スポーツ賞表彰（同）	8
○ 令和元年度兵庫県社会賞表彰（同）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	13
○ 入札公告（管理課）	14
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	17
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消し等の届出	38
公安委員会告示	
○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱	40
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	41

告 示

兵庫県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和元年11月12日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所

スポーツの振興に尽くした。

3 (1) 氏 名 山 崎 元 和

(2) 住 所 南あわじ市

(3) 功績内容 永年にわたり兵庫県ボート協会会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに兵庫県スポーツ指導者協議会会長等として指導者の育成を通じて競技力向上に貢献するなどスポーツの振興に尽くした。

4 (1) 氏 名 溝 畑 樹 蘭

(2) 住 所 東京都

(3) 功績内容 ナポリで開かれた第30回ユニバーシアード競技大会水泳競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。

5 (1) 氏 名 山 川 哲 史

(2) 住 所 茨城県

(3) 功績内容 ナポリで開かれた第30回ユニバーシアード競技大会サッカー競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。

6 (1) 氏 名 山 本 悠 樹

(2) 住 所 宝塚市

(3) 功績内容 ナポリで開かれた第30回ユニバーシアード競技大会サッカー競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。

7 (1) 氏 名 杉 原 愛 子

(2) 住 所 大阪府

(3) 功績内容 ナポリで開かれた第30回ユニバーシアード競技大会体操競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。

~~~~~

#### 令和元年度兵庫県社会賞表彰

兵庫県社会賞規則（昭和47年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、令和元年11月3日に次の者を表彰した。

令和元年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 氏 名 中 村 文 代

(2) 住 所 赤穂市

(3) 功績内容 永年にわたり兵庫県消費者団体連絡協議会会長等の要職を歴任し県民の消費生活の安定と向上に努めるとともに青少年への消費者教育の推進に取り組むなど豊かな地域社会づくりに尽くした。

2 (1) 氏 名 速 水 順一郎

(2) 住 所 神戸市

(3) 功績内容 永年にわたり兵庫県青少年団体連絡協議会会長等の要職を歴任し青少年団体の活動促進を通じて青少年の健全育成に努めるとともに豊富な知見を生かし本県の教育行政の推進に貢献するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。

3 (1) 氏 名 公益財団法人木口福祉財団

(2) 住 所 芦屋市

(3) 功績内容 永年にわたり社会的に弱い立場にある障害者等を支える民間福祉活動団体やボランティア団体への助成を通じて障害者等の生活支援と社会参画の促進に貢献するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新舞子(1) I-2 (112040050)	たつの市御津町黒崎 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
新舞子(2) I-2 (112040051)	たつの市御津町黒崎 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
室津 I-2 (112040052)	たつの市御津町室津 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年12月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所、御津総合支所及び室津センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

令和元年12月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月17日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

## 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第327号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 改正しようとする区域の案

黒崎(1) I (112040017)の項中別図17、新舞子(1) I (112040019)の項中別図19、新舞子(2) I (112040020)の項中別図20、室津 I (112040045)の項中別図45を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

## 2 改正の案の閲覧期間

令和元年12月4日(水)から同月18日(水)まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所、御津総合支所及び室津センター

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311—3

(3) 提出期限

令和元年12月18日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月17日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                     | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 朝臣 a III<br>(112040001) | たつの市御津町朝臣（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 朝臣(2) I<br>(112040002)  | たつの市御津町朝臣（別図2のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 山田 A II<br>(112040003)  | たつの市御津町朝臣（別図3のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 加家 I<br>(112040004)     | たつの市御津町朝臣（別図4のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 加家(2) I<br>(112040005)  | たつの市御津町朝臣（別図5のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 加家 a III<br>(112040007) | たつの市御津町朝臣（別図6のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 岩見(3) I<br>(112040008)  | たつの市御津町岩見（別図7のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 稲富(1) I<br>(112040009)  | たつの市御津町岩見（別図8のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 岩見(5) I<br>(112040012)  | たつの市御津町岩見（別図9のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 岩見(6) I<br>(112040014)  | たつの市御津町岩見（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 黒崎(3) I<br>(112040016)  | たつの市御津町黒崎（別図11のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |

|                         |                         |         |          |
|-------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 黒崎(1) I<br>(112040017)  | たつの市御津町黒崎(別図12<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 黒崎 a III<br>(112040018) | たつの市御津町黒崎(別図13<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 新舞子(1) I<br>(112040019) | たつの市御津町黒崎(別図14<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 新舞子(2) I<br>(112040020) | たつの市御津町黒崎(別図15<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 黒崎(2) I<br>(112040021)  | たつの市御津町黒崎(別図16<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 新舞子(4) I<br>(112040023) | たつの市御津町黒崎(別図17<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 中島 c III<br>(112040024) | たつの市御津町中島(別図18<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 中島 b III<br>(112040026) | たつの市御津町中島(別図19<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 中島(3) I<br>(112040028)  | たつの市御津町中島(別図20<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 中島(2) I<br>(112040029)  | たつの市御津町中島(別図21<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 山王 I<br>(112040030)     | たつの市御津町中島(別図22<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 中島 A II<br>(112040031)  | たつの市御津町中島(別図23<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 中島 a III<br>(112040032) | たつの市御津町中島(別図24<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 栄町 I<br>(112040033)     | たつの市御津町中島(別図25<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 碓岩 a III<br>(112040034) | たつの市御津町中島(別図26<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 碓岩(4) I<br>(112040035)  | たつの市御津町中島(別図27<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 碓岩(1) I<br>(112040036)  | たつの市御津町碓岩(別図28<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 岩見(7) I<br>(112040038)  | たつの市御津町室津(別図29<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 岩見 A II<br>(112040039)  | たつの市御津町室津(別図30<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |



|                         |                          |         |          |
|-------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 七曲り B II<br>(112040041) | たつの市御津町室津 (別図31<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 室津(1) I<br>(112040043)  | たつの市御津町室津 (別図32<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 室津(3) I<br>(112040044)  | たつの市御津町室津 (別図33<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 室津 I<br>(112040045)     | たつの市御津町室津 (別図34<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 室津(2) I<br>(112040046)  | たつの市御津町室津 (別図35<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 室津(4) I<br>(112040047)  | たつの市御津町室津 (別図36<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 柏 I<br>(112040049)      | たつの市御津町室津 (別図37<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 西家ノ上川 I<br>(212040010)  | たつの市御津町岩見 (別図38<br>のとおり) | 土石流     | 別図38のとおり |
| 荒戸 II<br>(212040017)    | たつの市御津町室津 (別図39<br>のとおり) | 土石流     | 別図39のとおり |

(別図 1 から別図39までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年12月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所、御津総合支所及び室津センター

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

令和元年12月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月17日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に係る届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年11月26日

兵庫県知事 井戸 敏三